

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成28年3月24日 08時00分ごろ～08時58分ごろの間）
発生場所	不明（石川県珠洲市見附島南東方沖）
事故の概要	漁船大盛丸は、小型底びき網漁の操業中、船長が落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成28年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大盛丸、3.58トン IK3-12413（漁船登録番号）、個人所有 8.57m (Lr) × 2.45m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和54年7月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月16日 免許証交付日 平成25年7月29日 （平成31年6月15日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南東流約0.5ノット（kn）、海面水温 約10℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、なまこ小型底びき網漁を行う目的で、平成28年3月24日07時00分ごろ珠洲市鶴飼漁港を出港するところを僚船船長に目撃された。 僚船船長は、本船と並んでえい網を行い、見附島南東方沖において揚網作業を行った。 僚船船長は、本船が揚網作業を終えて珠洲市鉢ヶ崎に向けて北東進中、08時00分ごろ、船長が右舷側の網及び桁を投入しているのを目撃した後、僚船を珠洲市赤崎に向けて投網作業を開始した。

	<p>僚船船長は、投網作業を終了した後、０８時３７分ごろ及び０８時４９分ごろ、船長に電話をしたものの応答がなかったので、おかしいと思い、本船へ向かうこととした。</p> <p>僚船船長は、０８時５８分ごろ鶴飼港東防波堤灯台から真方位１４７° １，５４０ｍ付近において停船している本船を認め、再度電話したものの応答がなく、本船に船長の姿が見えなかったため、本船へ移乗して船長を捜したところ、見当たらなかったため落水したものと思い、０９時２５分ごろ１１８番通報を行った後、船長の家族及び所属する漁業協同組合へ連絡した。</p> <p>船長は、海上保安庁の潜水士により、１２時０３分ごろ本船近くの海底（水深約１４ｍ）で発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、漁業協同組合の組合員により、鶴飼漁港に回航された。 （付図１ 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船が行うなまこ小型底びき網漁は、漁具として網口に約２０kgの鉄製の杵（杵）を取り付け、その後部に袋網を結着し、船尾両舷から出した約３０mの曳網<small>ひき</small>により、約１knの対地速力で漁具をえい網するものであった。</p> <p>僚船船長は、船長が、ふだん航行しながら、右舷側の網、次に杵を投入した後、左舷側の網及び杵を投入しているところを認めていた。</p> <p>本船は、発見時、機関が極微速力前進に入り、両舷から網及び杵が船外に出ていて、杵が海底の岩場に引っ掛かった状態であった。</p> <p>本船に他船と衝突したと思われる痕跡はなく、膨張式救命胴衣が操舵室に置かれていた。</p> <p>船長は、発見された際、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>僚船船長は、本船の両舷には手すりが設置されており、船長が船尾から網及び杵を投入後、伸出する曳網に身体の一部が絡まって船尾から落水したものと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、０８時００分ごろ、見附島南東方沖において、北東進中、船長が投網作業を行っているところを僚船船長により目撃された後、０８時５８分ごろ無人で停船しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見された際、機関が極微速力前進に入り、両舷から網及び杵が船外に出ていたことから、小型底びき網漁の操業中に落水した</p>

	<p>ものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が見附島南東方沖において、小型底びき網漁の操業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船に1人で乗船して漁ろうに従事するときは、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

